

○白岡市都市計画税制審議会条例

昭和52年7月4日

条例第13号

（目的）

第1条 この条例は、白岡市都市計画税制審議会の設置、組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（設置及び所掌事務）

第2条 市長の諮問に応じ、白岡市における都市計画税制に関する事項を調査審議するため、白岡市都市計画税制審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第3条 審議会は、委員15名で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 行政区長

（2） 都市計画審議会委員

（3） 知識経験を有する者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、経営企画部企画政策課において処理する。

(令 4 条例 2 8 ・ 一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年 1 2 月 1 6 日条例第 2 7 号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 3 月 1 5 日条例第 1 0 号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 1 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 1 月 3 0 日条例第 3 号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年 3 月 2 3 日条例第 5 号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年 3 月 2 9 日条例第 1 号)
この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 1 2 月 2 1 日条例第 2 8 号)
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。